

## 北川第一ダム建設事業の一旦中止に伴う基本協定の変更調印について

### 1 基本協定の変更調印式の開催について

ダム建設事業の一旦中止決定(平成24年1月30日)に伴う地域振興を図るため、平成7年3月に地元ダム対策委員会と締結した基本協定ならびに高島市と締結した周辺地域整備事業の実施に関する覚書の変更調印式を次のとおり開催します。

- (1) 開催日時 平成25年3月27日 10時30分～
- (2) 開催場所 高島市役所 朽木支所
- (3) 出席者
  - (地 元) 麻生区北川第一ダム対策会委員長  
 北川第一ダム木地山区対策委員会委員長
  - (高島市) 高島市長、土木交通部長
  - (滋賀県) 滋賀県知事、土木交通部長、流域政策局長 他

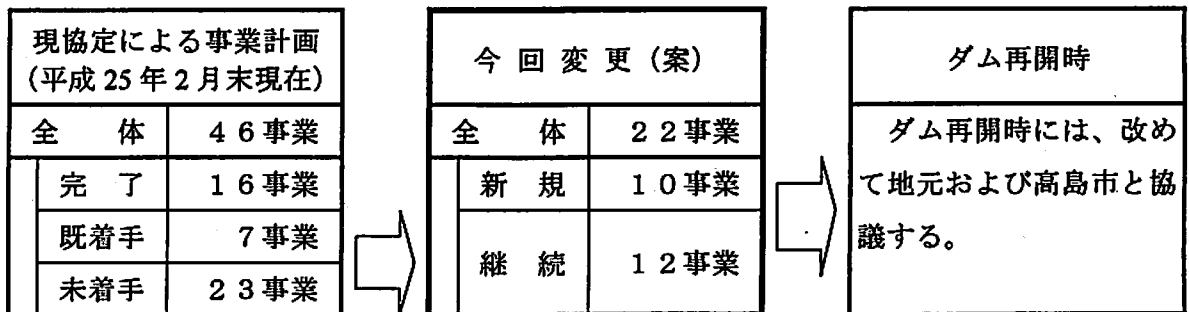
### 2 変更協定等の内容

#### (1) 協定書の改正内容

ダム建設事業の円滑な推進を図るための協定から、ダム建設事業の一旦中止による影響を緩和するための周辺地域整備事業の円滑な推進を図るための協定に見直す。

#### (2) 周辺地域整備事業の変更内容

地元から要望のあった事業について、地元ダム対策委員会、高島市、県関係機関と協議を重ね周辺地域整備事業計画(案)をとりまとめた。



- 特別交付金は、従来どおり市・地元負担分の1/2以内とする。
- 周辺地域整備の内訳
  - ・ 県事業(県道や河川の維持管理、土砂流出防止対策などの社会資本整備および水没予定地内の緑化対策、有効活用対策など) 12事業
  - ・ 市事業(市道の改良および老朽橋梁の長寿命化対策などの社会資本整備) 5事業
  - ・ 地元区事業(集会所の整備などの生活環境整備および森林作業道整備) 5事業